【NSW 州】外出制限令の出口戦略(ロードマップ)の発表(ワクチン接種完了者対象)

【ポイント】

- ●NSW 州政府は9月9日(木)、外出制限令の解除に向けた出口戦略(ロードマップ)を発表しました。州内における新型コロナウイルス・ワクチン接種完了者(2回)の割合が70%に到達すれば、その次の月曜日以降、ワクチン接種完了者(2回)を対象に外出制限令を解除する、としています。
- ●本ロードマップの運用が開始されれば、ワクチン接種完了者(2回)に限り、他家庭訪問、店舗営業再開、行事参加、旅行・移動、マスク着用等の、様々な自由を享受することができるようになります。

【本文】

- 1 NSW 州政府は9月9日(木)、外出制限令の解除に向けた出口戦略(ロードマップ) を発表しました。同ロードマップの概要は以下のとおりです。
- (1)州内における新型コロナウイルス・ワクチンの接種完了者(2回)の割合が70%に到達すれば、その次の月曜日以降、ワクチン接種完了者(2回)を対象に外出制限令を解除します。
- (2)本ロードマップの運用が開始されれば、ワクチン接種完了者(2回)(及び医療上の理由による免除対象者)に限り、以下の自由が与えられるようになります。

ア 自宅及び公共空間での集会

- ・他家庭訪問:最大5人まで(12歳以下の子どもは除く)
- ・屋外空間:最大20人まで

イ 接客業店舗、小売店舗、ジム等

- ・接客業店舗(hospitality venues):屋内では4平方メートル規則、屋外では2平方メートル規則の適用を条件に、営業再開可。屋外での立ち飲み可。
- ・小売店舗(retail stores):4平方メートル規則の適用を条件に、営業再開可。(ただし、ワクチン接種未完了者は、引き続き生活に必要不可欠な買い物に限定。)
- ・各種サービス業(美容院・理髪店やネイルサロン等):4平方メートル規則の適用、及び店内の客数を最大5人までの制限を条件に営業可。
- ・ジムや屋内娯楽施設:4平方メートル規則の適用を条件に、営業可(クラスは最大20人まで)。
- スポーツ施設(プール等):営業再開可。
- ウ スタジアム、劇場、大型屋外娯楽施設

- ・大型屋外娯楽施設(スタジアム、競技場、テーマパーク、動物園等):4平方メートル規則の適用、かつ収容人数を最大5千人までの制限を条件に、営業再開可。
- ・チケット制かつ着席型の屋外行事:最大500人まで、参加可。
- ・屋内娯楽・情報施設(映画館、劇場、音楽ホール、博物館、ギャラリー等):4平方メートル規則の適用、または座席数の最大75%までの制限を条件に、営業再開可。

工 結婚式、葬式、礼拝

- ・結婚式:最大50人まで。ダンス可。飲食は着席時のみ。
- ・葬式:最大50人まで。飲食は着席時のみ。
- ・宗教施設(教会等)での礼拝行事:4平方メートル規則と歌唱禁止の適用を条件に、 再開可。

才 旅行・移動

- 国内旅行(NSW 州地方部への旅行等):可。
- キャラバンパークやキャンプ場:営業再開可。
- ・車の相乗り: 可。
- ・ワクチン未接種の16歳以下の若年層: すべての屋外施設に訪問可。屋内施設は、 大人の同居家族(members of their household)の同伴の下で訪問可。
- 雇用主は、被雇用者が在宅勤務可能であれば、引き続き在宅勤務を許可すべき。
- ・今後、ワクチン接種完了者(2回)に関し、濃厚接触・軽微接触者の隔離に関する規制を更新予定。

カ マスク着用

- ・すべての屋内公共施設(公共交通機関、テイクアウト型営業を行う店舗 (front-of-house hospitality)、小売店、オフィス等の職場、航空機内、空港等): マスク 着用義務は継続されます。
- 接客業店舗:店員のみ屋外でもマスクを着用しなければなりません。
- ・12歳以下の子ども:屋内施設でのマスク着用義務はありません。
- 2 NSW 州政府は、本ロードマップを、ビジネスや労働者にとっての苦悩を大幅に緩和し、経済活動を再開させるための措置だと説明しています。また、ロードマップの運用を早期に開始するために、州民に対し、早期のワクチン接種を呼びかけています。また、州内のワクチン接種完了者(2回)の割合が80%に達すれば、国際移動(international travel)や大規模行事等について、更なる規制緩和を行う方針だとしています。

ONSW 州政府ウェブサイト

(9月9日(木)付メディアリリース:ワクチン接種完了者に自由を与えるロードマップ)

https://www.nsw.gov.au/media-releases/roadmap-to-freedom-unveiled-for-fully-vaccinated

(新型コロナウイルス規制の現状)

https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules

(新型コロナウイルス情報)

https://www.nsw.gov.au/covid-19

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web:https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録/読者登録に 登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au